

形式的な閾値はCbCRと同様水準も各国に裁量、中堅企業も対象となる可能性

## 特集第二弾

# D課税ステートメント 「第2の柱」の全容

前号の特集（890号4頁～）では、OECDが7月1日に公表したデジタル課税に関するステートメントのうち「第1の柱」に関する部分について詳しくお伝えしたところだが、本特集では前号に引き続き、「第2の柱」に関する部分の全容を取り上げる。

デジタル課税議論の当初は、第1の柱の「脇役」と目されていた第2の柱だが、第1の柱の閾値が「全世界売上高200億€（約2.6兆円）」と極めて高く設定されたことから、対象企業は大幅に絞り込まれることが確実となっているのに対し、第2の柱の閾値はBEPS行動13（国別報告事項＝CbCR）に規定される7億5,000万€（約1,000億円）とされたため、対象となる企業は相当数に上る見込みとなっている。閾値がCbCRと同様の水準とされたのは想定内とも言えるが、ステートメントのうち「対象（スコープ）」に関する部分を読むと、売上高が1,000億円に満たない多国籍企業グループであっても、親会社所在地国の税務当局が必要と考えればIIR（所得合算ルール）を適用できるとの解釈が可能であり、さらなる対象企業の拡大につながる恐れもある。

前号同様、ステートメントに記載のない本誌独自取材に基づく情報を含め、詳報する。

## 第2の柱の設計

### 日本政府在懐疑的なSTTRも残る

まず第2の柱全体の設計について確認する。第2の柱は以下により構成されている。

(1) 2つの連動する国内ルール(併せて「GloBE＝Global anti-Base Erosion Rule」)

#### ①所得合算ルール（IIR）

構成事業体の軽課税所得について親事業体においてトップアップ課税を行う。

認又は同等の調整を行う。

(2) 条約に基づくSubject to Tax Rule(STTR)  
一定の関連者支払がミニマム税率に満たない税負担である場合、その支払について源泉地国に対し限定された源泉地国課税を認めるもの。STTRはGloBEルールにおいて対象税額として控除可能（creditable）

最新号（7月19日号）の掲載記事となります。  
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。